

令和2年度（2020年度）第1次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和2年（2020年）9月2日から10月9日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和3年（2021年）1月7日

熊本県監査委員事務局

① 行政

なし

② 収入

事項	内容	課題数
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金総額が前年度と比較して増加している。	1
使用料の算定	算定方法等の確認不足により過徴収や徴収不足が発生し、還付や追加徴収を行っている。	1
	期間を重複して使用許可の申請がされたが、重複に気付かず使用料を徴収し、後日返還をしている。	1
現金出納事務	現金出納簿に記載がない。また、領収者と検印者が同一人である。	1
手数料の徴収	収入証紙で納入させるべき手数料について、収入証紙相当額の現金を受領している。	1

③ 支出

事項	内容	課題数
委託契約事務	契約書には受託者が再委託を行う際には県の承認を得ることとされているが、県の承認手続きがなされていない。	1
	契約期間終了間際に委託先が業務を実施していないことが判明し、契約を解除している。	1
工事請負契約事務	請求日から15日以内に支払うべきところ、15日を超えて支払いをしている。	1
	電子入札システムを使用していない。	1
使用料及び賃借料の事務処理	期間延長になった分の変更をすべきところ、変更事由でない単価等を含めて算定をやり直し、変更契約を締結している。	1
報償費の事務処理	所得税の徴収誤りがある。	1

④ 物 品

事 項	内 容	課題数
公用車・物品の毀損	車庫内で保管していたロープ架台が倒れ、隣に駐車していた公用車を毀損している。	1
	公用車による自損事故が発生している。	3
備品の出納手続き	購入により取得した備品について出納簿に登録していない。また、出納の記録を確認せずに物品出納計算書及び物品現在高明細書を作成し会計管理者に提出している。	1
生産品出納簿等の作成	生産取得の日から1週間程度以上保管したのち売払う生産品については、生産品出納簿を作成する必要があるが作成していない。また、払出時に物品需要伝票を作成していない。	1

⑤ 財 産

なし